

解雇された派遣社員等を対象とする市営住宅入居者募集要領

昨今の厳しい経済状況や雇用失業情勢を踏まえ、今後、解雇・雇止め（以下「解雇等」という。）により社宅又は寮等の住宅（以下「社宅等」という。）の退去を余儀なくされ、緊急に住宅確保を必要とされている方に対応するため、次の要領により市営住宅入居者募集を実施しています。

1 受付日時・場所

先着順に随時申込み受付を行っています。

まずは、「8 相談窓口」までお電話でお問い合わせください。

2 入居者資格

次の①～③の要件の全てに該当すること。

- ①解雇等により社宅等の退去を余儀なくされている方であること（ただし、当該社宅等を退去した日から1月を経過していない方を含む。）
- ②①の社宅等が大阪市内にある方、又は解雇等（解雇等の予告を含む。）された事務所若しくは事業所（解雇等された方が実際に就労していた事務所又は事業所（解雇等の予告を受けている方は、その方が現に就労している事務所又は事業所））が大阪市内にある方であること
- ③入居者及び現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと

※なお、同居しようとする方がある場合、その方は申込者の親族に限ります。

3 申込み

- (1) 申込みは、1世帯1件に限ります。
- (2) 住戸選定後に住宅等の変更はできません。
- (3) 次のような場合は、申込みを無効とします。
 - ①申込資格がない場合
 - ②申込書の記載事項が事実と相違したり、事実であることの確認ができない場合
- (4) 次のような場合は、使用の決定又は許可を取り消すことがあります。
 - ①偽りその他不正の手段により入居の決定又は許可を得たとき
 - ②本市の指定する期日までに入居手続を行わないとき
 - ③正当な事由なく指定された期日までに入居しないとき

4 募集住宅

別紙「募集住宅一覧」のとおり

5 入居期間等について

(1) 入居期間

入居された日から1年間とします。(住宅に困窮する事情等を勘案して特に必要があると認めるときただし、事情をお聞きし、必要な場合には1年間延長します。なお、期間の延長を希望される場合は、入居後1年が経過する日の1月前までにその旨を申し出て、市長の許可を受けなければなりません。)

(2) 家賃

別紙「募集住宅一覧」のとおり

◇申込み日現在入居される方全員に収入がない場合は、「募集住宅一覧」の家賃額欄の最低額が負担家賃額となります。

◇入居される方のいずれかに収入がある場合の家賃額については「8 相談窓口」までお問い合わせください。

※入居後、特に収入が少なくなり、家賃の支払いが困難になった場合には、本市が定める基準に該当すれば家賃の減免を受けることができます。

(3) 敷金

免除します。

(4) 共益費等の費用負担

光熱水費及び居住者が共同で使用する部分に要する費用(共益費)は入居者の負担となります。

(5) 禁止事項等

①市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはいけません。

②市営住宅を定められた用途以外の用途に使用してはいけません。

③市営住宅を模様替えし、又は増築してはいけません。(入居者が当該市営住宅を明け渡す際に自己の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件として、市長の承認を得たときを除きます。)

④市営住宅及びその周辺の環境を乱し、又は他の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。(市営住宅内では、犬・猫などのペットの飼育はできません。)

6 提出書類

住宅選定後、入居契約時までに次の書類を提出していただきます。

(なお、入居事由により提出いただく書類が異なる場合がありますので、お申し込みをご検討の場合は、事前に「8 相談窓口」までお問い合わせください。)

①解雇等されたことを証する書類

解雇通知等

②社宅等からの退去を余儀なくされていることを証する書類

<解雇等により社宅・寮等の退去を余儀なくされている方>

社宅・寮等の退去通知等

<解雇等に伴う収入減等(失業等給付を受給できない場合等も含む。)により現に居住している住居の退去を余儀なくされている方>

賃貸借契約書、家賃引落とし口座の通帳の写し、給与明細、失業等給付の申請書(離職理由等)等

③ **住民票の写し（入居家族全員の続柄記載のあるもの）**… 1 通＜市外居住の方＞

- ◇本市にお住まいの方は原則不要ですが、本市の庁内連携で住民情報が確認できない場合には、住民票の写しを提出していただきます。
- ◇入居予定家族全員の続柄が証明できない場合、又は呼び寄せ家族がある場合は、続柄を証明できる戸籍謄本も必要です。
- ◇内縁関係にある方は、続柄欄に「未届の妻」又は「未届の夫」と記載されていなければなりません。
- ※住民票の写し・登録原票記載事項証明書・戸籍謄本等は、すべて3ヶ月以内に発行されたものがが必要です。

④ **収入（所得）を証明する書類（無職の方も必要です。）**

最新年度の住民税課税証明書（所得金額及び扶養親族・特別控除記載のもの）…各1通

- ◇直近の住民税課税年度の1月1日時点で市外に居住されていた方は「住民税課税証明書」が必要です。
- ◇なお、直近の住民税課税年度の1月1日時点で大阪市内に居住されていた方は原則として不要ですが、本市の庁内連携で市府民税の課税情報が確認できない場合には、「住民税課税証明書」を提出していただきます。
- ◇住民税課税証明書は、市区町村長の発行する所得証明書です。窓口で「全項目記載」とお申し出ください。
- ◇入居予定家族で15歳以上（学生・無職の方も含む。）の方は、所得の有無にかかわらず必要です。
- ◇生活保護を受けておられる方は、生活保護適用証明書（各区保健福祉センター発行）
- ◇2月から5月に申込みされる場合は、別途次の書類が必要です。

＜給与所得のみの方＞

源泉徴収票原本（前年1月から12月分の所得記載のもので原則事業所印のあるもの）…1通

＜事業所得等の方＞

確定申告書（控）（前年1月から12月分の所得記載のもので税務署の受付印が確認できるもの）…1通

※申込みが確定申告の受付開始日以前の場合は「8 相談窓口」お問い合わせください。

＜年金所得の方＞（遺族年金・障害年金等非課税の年金を除く）

社会保険庁発行の源泉徴収票原本（前年1月から12月分の年金受給金額記載のもの）…1通

⑤ **誓約書**

申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係を含む。）が、大阪市営住宅条例を遵守すること及び暴力団員でないこと等を誓約していただきます。また、必要に応じ、暴力団員に該当するか否かについて、警察への照会を行います。用紙については、契約書類を送付する際に同封しますので、趣旨をご理解いただき、署名のうえご提出ください。

7 申込み受付後の予定

- (1) 申込み受付後、1週間程度で契約書類（入居者調書等）を送付します。
このとき、鍵渡し予定日を通知します。

- (2) 契約書類が手元に届きましたら、同封の案内書にしたがい、契約書類への必要事項を記入のうえ、大阪市都市整備局住宅部管理課（市営住宅調整担当）まで郵送願います。

<お送りいただく書類>

① 契約書類（入居者調書等）

② 「6 提出書類」で該当する書類

※なお、書類不備等がある場合は契約できませんのでご了承ください。

<郵送先>

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市都市整備局 市営住宅調整担当 あて

- (3) 契約が終わりましたら、鍵渡し引換書類を郵送いたします。あらかじめ通知した鍵渡し予定日以降に、担当の住宅管理センター（鍵渡し引換書類に電話番号や地図を記載します。）にて鍵をお渡しします。

（鍵を受け取りに来られる日の前日に住宅管理センターまでお電話をお願いします。）

※入居いただく住戸については空家補修済みですが、空家補修は日常生活に支障のない最低限のものとなっておりますので、あらかじめご了承ください。

8 相談窓口（月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時30分まで）

大阪市営住宅募集センター 募集担当 TEL 06-6882-7024

北区天神橋6丁目4番20号（大阪市立住まい情報センタービル5階）